

八王子市立高尾山学園指導補助員配置事業実施要綱

(目的)

第1条 八王子市立高尾山学園（以下「高尾山学園」という。）における、児童・生徒の相談や話し相手、学習指導、体験的活動やプレイルームでの活動など、学園における教育活動を支援することを目的とする。

(指導補助員)

第2条 高尾山学園指導補助員は八王子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、各学級及びプレイルームに配置する。

- 2 高尾山学園指導補助員の職務は、以下のとおりとする。
 - (1) 対象の児童・生徒の相談や話し相手。
 - (2) 対象の児童・生徒に対する学習指導の補助。
 - (3) 対象の児童・生徒の体験的活動・プレイルームでの活動の補助。
 - (4) 対象の児童・生徒の安全の確保。
 - (5) 対象の児童・生徒に関する指導記録の作成。
 - (6) 対象の児童・生徒が在籍する学級への支援。
 - (7) その他、教育委員会が必要と認める活動。
- 3 高尾山学園指導補助員は会計年度任用職員（アシスタント職）とする。
- 4 教育委員会は、教員免許状を有する者を、選考の上、高尾山学園指導補助員として任用する。
- 5 高尾山学園指導補助員は学期ごとに任用する。
- 6 高尾山学園指導補助員の勤務態様は、次のとおりとする。
 - (1) 日の勤務時間は5.5時間以内とする。
 - (2) 週の勤務時間は19時間以内または27.5時間以内とする。
 - (3) 勤務日数は週5日以内とする。
 - (4) 勤務日については、高尾山学園の学校長が定める。
- 7 教育委員会は高尾山学園指導補助員が次の事項に該当する場合は、解任することができる。
 - (1) 自己の都合により退職を申し出たとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障がある、またはこれに耐えられないと認められるとき。
 - (3) 高尾山学園指導補助員としてふさわしくない行為があったとき。
 - (4) その他、教育委員会が必要と認めたとき。
- 8 高尾山学園指導補助員は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 高尾山学園学校長の指揮監督を受け、その職務上の指示に従い、職務に専念すること。
 - (2) 活動内容や対象の児童・生徒の状況等を校長、副校長または担任に適宜報告しなければならない。
 - (3) 職務上知り得た個人情報及びその他の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
 - (4) 八王子市の会計年度任用職員（アシスタント職）として信用を傷つけること、または不名誉となるような行為をしないこと。
- 9 高尾山学園指導補助員に対する給与及び費用弁償は、八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八王子市条例第10号）にもとづいて支給する。
- 10 高尾山学園指導補助員の活動中及び通勤による災害の補償は、労働者災害補償保険法を適用する。

（補足）

第3条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則 本要綱は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。